

設楽ダム環境検討委員会資料
—環境保全措置、事後調査、配慮事項の計画—
(修正部分の抜粋版)

平成22年3月5日

国土交通省 中部地方整備局
設 楽 ダ ム 工 事 事 務 所

3.6 動物の重要な種全般

4. 今後の対応(1/5)

(1) 動物の重要な種全般の生息状況の監視に係る調査計画(案) (配慮事項)

1) 動物の重要な種調査

a) 目的

動物の重要な種全般の生息状況の監視のため、工事中及び供用後の重要な種の生息状況の変化を把握する調査を実施する。

調査対象とする動物の重要な種は、事業者の調査により調査地域において確認されている種(設楽ダム事業における影響予測の対象種)とする。調査対象とする動物の重要な種は別紙に示す。

b) 調査範囲

- ・対象事業実施区域及びその周辺の区域から下流の布里地点までの豊川とする。
- ・調査範囲を図 3.6.2 に示す。

c) 調査方法

- ・経年比較を念頭において、出来る限り定量的な調査手法を用いることとする。
- ・また、必要に応じて、各重要な種の生態に合わせた調査手法を用いることとする。
- ・各調査項目の代表的な調査方法を表 3.6.2 に示す。
- ・調査では、重要な種以外の種についても確認に努めることとする。
- ・調査により、既往の事業者の調査により記録されていない重要な種が確認された場合は、調査対象種に追加する。また、追加された重要な種については、事業による影響予測を行うこととする。

d) 調査期間

- ・工事中：5年に1回の調査を基本とする。
- ・工事後：モニタリング調査期間中に1回実施する。それ以降は、河川水辺の国勢調査に移行して、魚類、底生動物調査は5年に1回、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類クモ類及び陸産貝類は10年に1回、実施する。

4. 今後の対応(2/5)

表 3.6.2 各調査項目の代表的な調査方法

調査項目	調査方法	調査時期			
		春	夏	秋	冬
哺乳類	・目撃・フィールドサイン法、無人撮影法及びトラップ法	○	○	○	
鳥類	・ラインセンサス法及び定点観察法		○		○
爬虫類・両生類	・捕獲確認等	○	○	○	
魚類	・捕獲、潜水観察		○	○	
陸上昆虫類	・任意採集法、トラップ法	○	○	○	
底生動物	・採集(定量採集、底生採集)		○		○
クモ類	・任意採集		○	○	
陸産貝類	・任意採集		○	○	

e) とりまとめ、解析の観点

とりまとめ及び解析の観点は、以下のとおりとする。

- ・動物の重要な種の生息状況の変化（主要な生息環境において生息が健全に維持されているか）
- ・移植等の環境保全措置の検討の必要性の有無